

関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務に係る質問への回答

番号	質問内容	回答
1	<p>仕様書「4 業務内容」_「(1) モデルプログラムの造成」_<モデルプログラムを主催する団体の基準>について</p> <p>プログラムの主催団体とは、企業や事業者等の営利組織を一律に排除するものではないという理解でよいか。</p>	<p>モデルプログラムを主催する団体は、地域づくり団体を想定していますが、企業や事業者等を一律に排除するものではありません。</p> <p>モデルプログラムを主催する団体及びモデルプログラムがそれぞれの基準を満たすかの判断は、受注者の協議を受けて発注者が決定します。</p>
2	<p>仕様書「4 業務内容」_「(2) 県外在住者の受入調整」_「ウ 交通費等助成に係る調整」について</p> <p>交通費等助成金 75 万円の経費は、本業務の委託料とは別に、発注者から受注者に支払われる（概算払）という理解でよいか。</p>	<p>交通費等助成総額の上限 75 万円は、本業務の委託料 13,127 千円に含みます。委託契約締結後、75 万円を概算払する予定ですが、実績に応じた支払となるため、実績が 75 万円に満たない場合は委託料額の減額変更契約を締結した後、返納が必要となります。</p>